

《訪問薬剤管理指導》

【訪問薬剤管理指導を必要とする対象例】

外来受診が困難、または、外来受診後、在宅において正しい服薬管理が困難な状態で下記の例に該当する場合。

例)

- ・ 認知機能の問題や多剤併用のため、併用薬や残薬が多く整理がつかなくなっている場合、または、正しい服用が困難な場合。
- ・ 胃ろう栄養・中心静脈栄養など経管栄養の管理が必要な場合。
- ・ 医療用麻薬使用による治療中の方で服薬管理が困難な場合。
- ・ 身体的な理由・認知機能の問題等で定期的に薬局に薬を取りに行けない場合。
- ・ 訪問診療を利用している在宅療養中の場合

【訪問薬剤管理指導を依頼する時の流れ】

《薬を貰っている薬局に相談する場合》

- ① 薬局に利用者の服薬状況などについて相談する。
- ② 利用者、家族に訪問薬剤管理指導の利用について説明し同意を得る。
- ③ 主治医に居宅療養管理指導（薬）の必要性を説明し同意を得る。
- ④ 薬局と調整してケアプランを作成する。
（薬局が主治医の指示を受け訪問薬剤管理指導を開始します）
（②③の利用者、家族及び主治医への訪問薬剤管理の説明は薬剤師に協力を依頼できます）

《薬を貰っている薬局に訪問薬剤管理指導を依頼できない場合》

姫路薬剤師会、若しくは、姫路市在宅医療・介護連携支援センターに相談する。

【訪問薬剤管理指導を依頼する時に必要な情報】

《基本情報》

- ・ ケアマネジャーについて：氏名、所属、連絡先（電話・FAX）
- ・ 利用者（患者）情報について：
氏名、生年月日、年齢、性別、住所（駐車場の有無）、訪問先電話番号、病名、既往歴、医療処置、ADL、認知面、医療・介護上の問題点、介護保険認定区分・有効期限、介護サービスの週間予定
- ・ 家族情報・キーパーソン：
家族の氏名及びその他の協力者（続柄、日中仕事の有無、住所、連絡先（自宅・携帯・その他）
- ・ 医療機関情報：医療機関名、医師名、連絡先

《訪問薬剤管理指導の要否に関する情報》

- ・ 医師の指示（居宅療養管理指導（薬）指示書）：有・無・手配済み（取得日）
- ・ 本人・家族の同意：了解済み・同行にて説明・理解なし
- ・ 服薬状況：内服薬、調剤方法（粉碎・一包化など）

【訪問薬剤管理指導を依頼する薬局への連絡方法】

- ・ まず、薬を貰っている薬局に相談する。
- ・ 薬局が訪問薬剤管理指導を行なっているか判らない場合は、姫路在宅訪問薬局リスト（薬剤師会作成）で確認ができます。その他、薬局への連絡方法などの問合せは、姫路薬剤師会事務局 TEL：079-282-2100）若しくは、姫路市在宅医療・介護連携支援センター（TEL：079-295-3330）に連絡する。